様式第11号(第28条関係)

許可　第５号

許　可　書

住所　東京都三鷹市新川四丁目１番11号
氏名　志賀興業株式会社
代表取締役　伊藤　惣一　様

国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例　第46条第1項 / 第46条第2項 / 第47条第1項　の規定により，

下記のとおり許可する。

平成 28 年 6月30日

国分寺市長　井澤　邦夫

記

収集運搬業	処分業
1 取り扱う一般廃棄物の種類 厨芥・紙屑	
2 業者番号　第５号	
3 許可の有効期間 平成28年７月10日から 平成30年７月９日まで	
4 収集・運搬の区別 収集・運搬	
5 運搬先 国分寺市清掃センター	
6 作業場所 許可申請書のとおり（市内排出事業者）	
7 許可条件 関係法令の遵守，実績報告書の提出 許可内容変更の場合の報告	

この決定に不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に，国分寺市長に対して審査請求をすることができます(なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また，この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に，国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)，処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても，この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし，審査請求をした場合には，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお，審査請求に対する裁決の翌日から起算して１年を経過すると，処分の取り消しの訴えを提起することが出来なくなります。）。

なお，正当な理由があるときは，上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には，当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても，審査請求及び処分の取り消しの訴えの提起が認められる場合があります。

処理欄			
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容	印
年　月　日 第　号			